

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・戸籍係

個人情報ファイルの名称	戸籍システム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍に関する事務を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍地、5 筆頭者、6 父母氏名、7 続柄、8 身分事項（出生、婚姻、死亡等）、9 住所、10 届出人	
記録範囲	美浦村に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人、届出人、届出を受理した他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）美浦村総務部総務課	
	（所在地）〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 世帯主氏名、6 続柄、7 戸籍の表示、8 住民日、9 住定日、10 住定届出年月日、11 従前の住所、12 住民票コード、13 個人番号、14 宛名番号、15 世帯番号、16 通称名、17 在留期間、18 在留期間の満了日、19 在留資格、20 在留カード等の番号、21 住民記録法第 30 条の 45 に規定する区分・国籍等	
記録範囲	美浦村に住民記録を有する者	
記録情報の収集方法	本人又は本人より委任を受けた代理人からの届出書、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 美浦村総務部総務課	
	(所在地) 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の記録及び管理を行うために利用する。	
記録項目	1 登録印影、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 性別、6 氏名のカタカナ表記、7 登録番号、8 登録日、9 確認方法、10 消除日、11 消除理由、12 登録場所	
記録範囲	印鑑登録を行った者	
記録情報の収集方法	本人又は本人より委任を受けた代理人からの申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 美浦村総務部総務課	
	(所在地) 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	住民記録ネットワークシステム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付・更新及び利用に関する事務、通知カードに関する事務、電子証明書に関する事務、個人番号の照会に関する事務のために利用する。	
記録項目	1 個人番号、2 住民票コード、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 個人番号カードに関する項目（カードの運用状況、申請状況等）	
記録範囲	住民記録がある者	
記録情報の収集方法	住民記録システムと連動	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）美浦村総務部総務課	
	（所在地）〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日